

暖かい日差しが差し込むある日の午後。「はい、こちら企業の労働10番です」電話は、とある金属製品製造の人事部長さんからでした。「社員が、重い荷物を手で持ち運ぶとき、サポートを腰に装着し腰痛対策はしているのですが、現場管



(一社)名北労働基準協会 労働保険部
社会保険労務士 大西 真由美

「ちから企業の労働110番です」

と女性では違っています。「職場における腰痛予防対策指針」(厚生労働省)によると、満18歳以上の男性の場合は、重量物の重さを体重のおむね40%以下になるように努めることとされています。また、前記重量を超える場合は、適切な姿勢にて身長差の少ない労働者

2人以上にて行わせるよう努めています。女性は、おおむね体重の24%

(一般に女性の持上げ能力は、男性の60%以下に努めることとされており、製造業では、10kgに設定する例もみられます)。「危険有害業務の就業制限」(労働基準法第64条の3)では、妊娠中・出産後1年を経過しない女性は、重量物の取扱いを禁止しています。妊娠婦以外の女性に対しても、断続作業の場合、「満16歳未満は、12kg」「満16歳以上満18歳未満は、25kg」「満18歳以上は、30kg」までとされています。継続作業の場合、「満16歳未満は、8kg」「満16歳以上満18歳未満は、15kg」「満18歳以上は、20kg」までとされています。

労働災害としての腰痛では、毎年600~900人もの人が4日以上休業をしています。理者に対し知識として何か知つておいてもらいたいことがあります。どうか?」というご相談でした。

人力での重量物の取扱いは、男性

は、その回数分だけ、エネルギー消費量が大きくなり、呼吸・循環器系の負担が大きくなっていくので、反復回数に応じて作業時間と小休止・休息時間を調整する必要があります。取扱う荷物に取っ手等を付けたり、包装して持ち易くするなど荷姿の改善や労働者があらかじめ当該荷物の重量を知り、持上げる等の動作に当たり、適切な構えで行えるよう重量の明示等も効果的です。

包装して持ち易くするなど荷姿の改善や労働者があらかじめ当該荷物の重量を知り、持上げる等の動作に当たり、適切な構えで行えるよう重量の明示等も効果的です。



膝を曲げてしまがむのように抱え、この姿勢から膝を伸ばすようにするこによって、腰ではなく脚・膝の力の負担が大きくなっていくので、反復回数に応じて作業時間と小休止・休息時間を調整する必要があります。

また、荷物を持ち上げたり、運んだりする場合は、荷物をできるだけ体に近づけるようにして、荷物と体が離れた姿勢にならないようにすること。(4)腰をかがめて行う作業を排除するため、適切な高さの作業台等を利用すること。(5)荷物を持上げるときは呼吸を整え、腹圧を加えて行うこと。(6)荷物を持った場合には、背を伸ばした状態で腰部のひねりが少なくなるようにする。なぜなら、重量物を持つまま身体をねん転させる動作は、腰部への負担が極めて大きいとなるため腰痛が発生しやすい。

身体のひねりを伴う作業を解消することが理想であるが、それが困難な場合は作業台の高さ、位置、配列等を工夫し、身体のひねりを少なくする。これらの姿勢・動作の取組をれます。

愛知県下各労働基準協会では、現場管理者等を対象とした労務管理、安全管理に関する各種企業内研修を実施しています。研修は、1時間から実施可能で、事業場の実情に即した教育内容にすることができます。

詳しくは、当協会ホームページ、または、事業企画課(☎ 052-1961-3655)までお問い合わせください。

また、サポートを腰に装着していることですが、腰部保護ベルトの腹圧を上げることによる体幹保持の効果については、見解が分かれています。作業で装着している間は、装

